

新潟市農林水産業振興資金利子補給金交付要綱

（趣旨）

第 1 条 市長は、農業者等の経営合理化と地域農業の振興による所得の増大並びに生産性の向上を図り、農業の近代化に資するため、融資機関が農業者等に対して、新潟県農林水産業振興資金取扱要綱（昭和 45 年 4 月 13 日農経第 633 号新潟県農林水産部長通知。以下「県取扱要綱」という。）による農林水産業振興資金（以下「資金」という。）の融資を行った場合において、当該金融機関に対して予算の範囲内で当該融資に係る利子補給を行うものとし、その交付に関しては、新潟市補助金交付規則（平成 16 年新潟市規則第 19 号。以下「規則」という。）のほか、この要綱に定めるところによる。

（利子補給契約）

第 2 条 前条の利子補給金の交付は、別表 1 表頭の対象毎に市長が融資機関との間にて締結する利子補給契約（別記第 1 号様式）によって行うものとする。

（交付の対象及び利子補給率等）

第 3 条 利子補給率は、別表 1 に定めるとおりとする。

2 利子補給金の額は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの間の期間における利子補給承認年度及び前項に定める利子補給率ごとに算出した融資平均残高（計算期間中の毎日の最高残高（延滞額を除く）の総和をその期間中の日数（閏年においても 365 日）で除して得た金額）に、前項の利子補給率を乗じて得た金額とする。

3 前項の融資平均残高及び利子補給金の額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

4 利子補給金の交付は、新潟市に住所を有し、農業を営む個人又は農業法人に対し別表 1 に定める期間に貸付実行された資金を対象とする。

5 利子補給金の交付を受けようとする者（法人である場合にはその役員、その他これらと同等の責任を有する者をいう。）は、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

（1）新潟市税の滞納がないこと

（2）暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成 24 年新潟市条例第 61 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと

（3）暴力団員（同条第 3 号に規定する暴力団員をいう。）でないこと

（4）暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

（利子補給金の交付申請及び実績報告等）

第 4 条 融資機関は、規則第 6 条に規定する補助金の交付申請及び規則第 13 条の規定による補助金の実績報告をしようとする場合は、新潟市農林水産業振興資金利子補給金交付申請書兼実績報告書（別記第 2 号様式）に次の書類を添付して毎年度 1 月 8 日までに市長に申請及び報告するものとする。

（1）新潟市農林水産業振興資金利子補給金申請明細表

(2) 市税に未納がない旨の証明書

(3) 別記様式第4号 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書

(利子補給金の交付決定等)

第5条 市長は、前条の規定による利子補給金の交付申請があった場合において、その内容を審査し、利子補給金の交付（不交付）を決定し、別記第3号様式による利子補給金交付（不交付）決定通知書により当該融資機関に通知するものとする。

(申請の取り下げ)

第6条 規則第9条の規定による期日は、利子補給金の交付決定通知を受理した日から起算して15日を経過した日とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この期日を繰り上げることができる。

(利子補給金の打ち切り等)

第7条 市長は、利子補給金の対象となった資金を借り入れた者がその借入金を借入の目的以外の目的に使用したときは、その者に係る利子補給を打ち切ることができる。

2 市長は、融資機関がその責めに帰すべき理由により規則、この要綱又はこの要綱に基づく契約の条項に違反したときは、当該融資機関に対する利子補給を打ち切り又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、資金利子補給に関して必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行し、昭和46年4月1日以降融資を受けた資金から適用する。

(経過規定)

2 昭和46年に限り、第4条中「1月8日」とあるのは「3月17日」と読み替えて適用する。

附 則

この要綱は昭和49年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は平成3年6月25日から適用する。

附 則

この要綱は平成5年12月27日から適用する。

附 則

この要綱は平成10年9月9日から適用する。

附 則

この要綱は平成11年7月9日から適用する

附 則

この要綱は平成15年10月29日から適用する。

附 則

この要綱は平成22年10月27日から適用する。

附 則

この要綱は平成23年9月9日30日から適用する。

附 則

この要綱は平成24年4月6日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年1月10日から施行し、令和5年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は平成15年10月29日から適用する。

附 則

この要綱は平成22年10月27日から適用する。

附 則

この要綱は平成23年9月30日から適用する。

附 則

この要綱は平成24年4月6日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年1月10日から施行し、令和5年10月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年3月26日から施行し、令和6年3月1日から適用する。

(対象要件の特例)

2 第3条第4項ただし書きの規定は、別表1表頭の対象が令和6年能登半島地震の場合にあっては、適用しない。

(交付申請及び実績報告の特例)

3 第4条に定める利子補給金の交付申請及び実績報告のうち、別表1表頭の対象が令和5年夏季の高温及び渇水であって、令和6年1月1日から令和6年3月31日までに融資を行ったものは、令和6年4月8日までに、別表1表頭の対象が令和6年能登半島地震であるものは、令和6年9月6日までにそれぞれ行うものとする。

附 則

この要綱は、令和7年10月3日から適用する。

附 則

この要綱は令和8年6月4日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

別表 1（第 3 条関係）

資金の 種 類	借 受 資格者	対 象	基準 金利 (%)	利子補給率 (%)		対象期間	備考
				県	市		
	農作物の 損失額が その者の 平年にお ける農業 総収入額 の 1 0 0 分の 1 0 以上であ る者	令和 7 年 夏季の高 温、渇水 及び大雨	3 . 2 5	0 . 9 5	0 . 9 5	令和 7 年 10 月 3 日 ～令和 8 年 3 月 3 1 日	

別記第1号様式

新潟市農林水産業振興資金利子補給契約書

(対象：)

新潟市（以下「甲」という。）と (以下「乙」という。）とは、乙が貸し付ける新潟県農林水産業振興資金取扱要綱（昭和45年農経第633号新潟県農林水産部長通達。以下「県取扱要綱」という。）第4第1項に規定する農林水産業振興資金（以下「振興資金」という。）につき、甲が乙に対して予算の範囲内で交付する利子補給金について、次の条項により契約を締結する。

第1条 甲は、乙の融資に係る振興資金につき、新潟市農林水産業振興資金利子補給金交付要綱（以下「利子補給金交付要綱」という。）の定めるところにより乙に対し利子補給金を交付する。

第2条 甲が乙に対し交付する利子補給の額は、毎年1月1日から12月31日までの期間について、利子補給金交付要綱第3条に規定する方法により算出した額を交付する。

第3条 乙は、甲に対して利子補給金の交付を申請しようとするときは、利子補給金交付要綱に定めた様式により行うものとし、利子補給金交付要綱第4条の規定により利子補給金の交付申請及び実績報告書等を提出するものとする。

第4条 乙は、常に甲の利子補給に係る貸付債権の保全に必要な注意を払わなければならない。

第5条 甲は、利子補給に係る貸付金が貸付目的以外に使用されたときは、乙に対する利子補給金を打ち切ることができる。

2 甲は、乙の責めに帰すべき理由により乙が利子補給金交付要綱又はこの契約の条項に違反したときは、乙に対する利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

第6条 乙は、甲の利子補給に係る振興資金の融資に関し、甲が報告を求めたとき、又は甲の職員をして当該融資に関する帳簿・書類等を調査する必要があるときは、これに協力しなければならない。

第7条 この契約の内容に変更を加えようとするとき、又はこの契約に疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲、乙協議により定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 新潟市
代表者 新潟市長 印

乙
代表者 印

別記第2号様式

年度新潟市農林水産業振興資金利子補給金
交付申請書兼実績報告書

第 号
年 月 日

(宛先) 新潟市長

融資機関名

代表者氏名 印

新潟市農林水産業振興資金利子補給金交付要綱により、下記のとおり、 年度に係る農林水産業振興資金利子補給金の交付を申請し、あわせて事業実績を報告します。

記

1 利子補給金 金 円也

2 事業の目的

農業者等に農林水産業振興資金の貸付を行い、もって地域農林水産業の振興と農業者等の経営の合理化を図り、農林水産業の近代化に資することを目的とする。

4 事業の内容

別表のとおり

5 添付書類

新潟市農林水産業振興資金利子補給金申請明細表

市税に未納がない旨の証明書

別記様式第4号 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書

別記第3号様式

第 号
年 月 日

融資機関の長 様

新潟市長 印

年度農林水産業振興資金利子補給金の交付（不交付）決定及び額の確定について（通知）

年 月 日付け 第 号で申請及び実績報告の標記利子補給金について新潟市補助金等交付規則第7条及び第14条の規定により、下記のとおり交付（不交付）することに決定し、その額を確定したので通知します。

記

- 1 利子補給金の交付（不交付）決定額及び各定額
金 円
- 2 利子補給金の交付対象となる事業は、さきに申請及び実績報告の「農林水産業振興資金貸付事業」とし、その内容は申請書及び実績報告書記載のとおりとする。
- 3 利子補給金を受ける融資機関は、新潟市補助金等交付規則及び新潟市農林水産業振興資金利子補給金交付要綱に従わなければならない。
- 4 その他
利子補給金の交付予定日は 年 月 日とする。

暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書

私（当法人・当団体）は、新潟市農林水産業振興資金利子補給金交付要綱の規定に基づく補助金の申請を行うに当たり、下記の事項について誓約します。

記

- 1 私（当法人・当団体）は次のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（新潟市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員であるもの
 - (4) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているもの
 - (5) 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているもの
 - (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているもの
 - (7) その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの
- 2 新潟市暴力団排除条例の主旨に基づき裏面名簿を提出します。名簿に記載されたすべての者は、暴力団員等であるか否かの確認のため、新潟県警察本部に対してこの名簿による照会が行われる場合があることに同意しております。なお、名簿記載内容は事実と相違ありません。

年 月 日

新潟市長 様

〔法人、団体にあつては所在地〕

住 所

〔法人、団体にあつては名称及び代表者の氏名〕

（ふりがな）

氏 名

生年月日 年 月 日

※ 市では、新潟市暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団ではない旨の制約をお願いしています。

名簿（役員等一覧表）

【記載方法】

- ① 記載例に従って、役職、氏名、カナ、生年月日、性別、住所を記載してください。
- ② 法人の場合には登記事項証明書に記載されている役員全員及び支店若しくは事務所の代表者を記載してください。団体及び個人事業者の場合には代表者を記載してください。
- ③ 生年月日を記載してください。
- ④ 性別の記載について、どちらかに○をつけてください。
- ⑤ 同一内容であれば任意の様式での提出も可とします。

法人・団体・個人名：

役 職	氏 名	カ ナ	生年月日	性 別	住 所
【記載例】 代表取締役社 長	新潟 太郎	ニイガタ タロウ	令和1年 1月 1日	男 ・ 女	新潟市中央区〇〇1丁目1番1号
			年 月 日	男 ・ 女	
			年 月 日	男 ・ 女	
			年 月 日	男 ・ 女	
			年 月 日	男 ・ 女	
			年 月 日	男 ・ 女	
			年 月 日	男 ・ 女	
			年 月 日	男 ・ 女	

※ 上記に記載された個人情報については、暴力団員等の該当性の確認にのみ使用し、その他の目的には一切使用しません。また、その取扱いについては、新潟市個人情報の保護に関する法律施行条例を遵守し、適正に管理いたします。

※ 市では、新潟市暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団ではない旨の制約をお願いしています。